

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書「3. 業務の内容」の「(1) ダイオキシン類排出量調査」、「(2) ダイオキシン類環境中濃度調査」、「(3) ダイオキシン法施行状況調査」のそれぞれの「ロ 内容」において、「② 請負者は連絡窓口を設置し、調査期間(4ヶ月程度を想定)中、適宜、都道府県等から調査に対する疑義照会等への対応を行う。」とされています。</p> <p>1 請負者は各調査の内容を把握した上で、環境省が都道府県等へ調査票を送付した後、速やかに連絡窓口を設置して、都道府県等からの問合せ(各調査の報告内容に関する質問、ダイオキシン類環境測定結果の報告システムの操作方法、調査票再送の依頼等)に対応すると考えてよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
2	<p>仕様書「3. 業務の内容」の「(1) ダイオキシン類排出量調査」、「(2) ダイオキシン類環境中濃度調査」、「(3) ダイオキシン法施行状況調査」のそれぞれの「ロ 内容」において、「③ 請負者は都道府県等から調査票を受領し(電子メール等の電子媒体を想定)、報告された調査票のチェックを行う。」とされています。請負者は各調査(ダイオキシン類排出量調査、ダイオキシン類環境中濃度調査、ダイオキシン法施行状況調査)において、調査票未提出の都道府県等に対しては、それぞれ調査票の督促も行うと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。